

令和４年度第１回龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会

日時：令和４年１２月２１日（水）

午後２時００分より

場所：龍ヶ崎市役所

５階全員協議会室

次 第

１ 開 会

２ 議 事

会長，副会長の選任について

龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更について

３ 閉 会

龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会委員名簿

敬称略

名 前	役 職	備考
油 原 正 明	水郷つくば農業協同組合 常務理事	
中 島 淳	牛久沼土地改良区 理事長	
岡 田 金 男	豊田新利根土地改良区 理事長	
細 谷 和 重	稲敷地域農業改良普及センター センター長	
札 野 章 俊	市議会議員	
大 竹 昇	市議会議員	
黒 須 洋 一	農業委員会委員	
足 立 富士夫	農業委員会委員	
木 村 美江子	農業委員会委員	
木 村 透	農業委員会委員	
市 田 和 義	農業委員会委員	
坂 野 喜 隆	都市計画審議会 会長	R 4. 9. 27～
木 村 静 江	公募の市民	
青 野 洋 一	公募の市民	

委嘱の任期：令和４年６月１日から令和６年５月３１日まで

龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例

(設置)

第1条 農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するため、龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画（以下「農業振興地域整備計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に関する事項
- (3) 農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 水郷つくば農業協同組合の理事
- (2) 牛久沼土地改良区理事長
- (3) 豊田新利根土地改良区理事長
- (4) 稲敷地域農業改良普及センター長
- (5) 市議会議員
- (6) 農業委員会委員
- (7) 都市計画審議会会長
- (8) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。）
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業経済部農業政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月30日条例第27号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。
(龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 33 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。
- 34 この条例の施行の日から平成28年5月31日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

付 則（平成27年9月28日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成３０年３月２２日条例第１０号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則（平成３１年３月１８日条例第１０号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例又は龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に改正後のそれぞれの条例の規定により委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定によるそれぞれの委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

龍ヶ崎農業振興地域整備計画の変更について

1 農業振興地域制度の概要

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県が策定する基本方針に沿って市町村が「農業振興地域整備計画」を策定することで、農業の振興を図るべき地域を定め、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施することにより、農業の健全な発展を図り、資源の合理的な利用を行っていくことを目的としています。

この制度のうち、とくに、農業振興地域内の農用地に関しては、その土地を農地以外として利用する場合に、農地転用許可の申請の前に農用地区域からの除外を行う手続きが必要となります。この手続きは、一般に「農振除外」と呼ばれています。

2 農業振興地域整備計画

龍ヶ崎市は、昭和 47 年に「龍ヶ崎農業振興地域整備計画」を策定しており、直近では平成 28 年度に計画の見直しを行っています。

また、計画の中で定めている農用地利用計画では、今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定しています。

3 地域区域の区分

(1) 農業振興地域

「農業振興地域」とは、今後、相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。

龍ヶ崎市においては、市面積約 7,855ha の内、都市計画法に基づく市街化区域、市内に点在するゴルフ場、工業団体等を除いた地域が龍ヶ崎農業振興地域として指定されており、その面積は約 5,815ha です。

(2) 農用地区域

農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域です。

龍ヶ崎市においては、平成 28 年度に「龍ヶ崎農業振興地域整備計画」を見直した際、農用地の面積は約 2,272ha でした。その後、農用地の除外及び編入が行われ、現時点で農用地の面積は約 2,284ha となっています。

また、農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。

このため、農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外（農振除外）が必要となるため、農振除外にあたっては、農業協同組合、農業委員会等か

らの意見を聞き、「龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会」での調査審議を踏まえ、茨城県の農振調整会議で審査が行われます。

4 農業振興地域整備計画の変更（農振除外）

農用地区域内の農用地を住宅等へ転用する場合は「農振除外」の申請が必要になります。「農振除外」をすることは、言い換えれば農業振興地域整備計画の中で定められている農用地利用計画の内容を変更する申請をすることです。

農用地利用計画は、「農業振興地域整備計画」の根幹となるものであるため、農用地利用計画の変更は、「農振法」に基づく以下の 5 要件のすべてを満たし、かつ、除外後に転用されることが確実と見込まれるときのみとなっています。

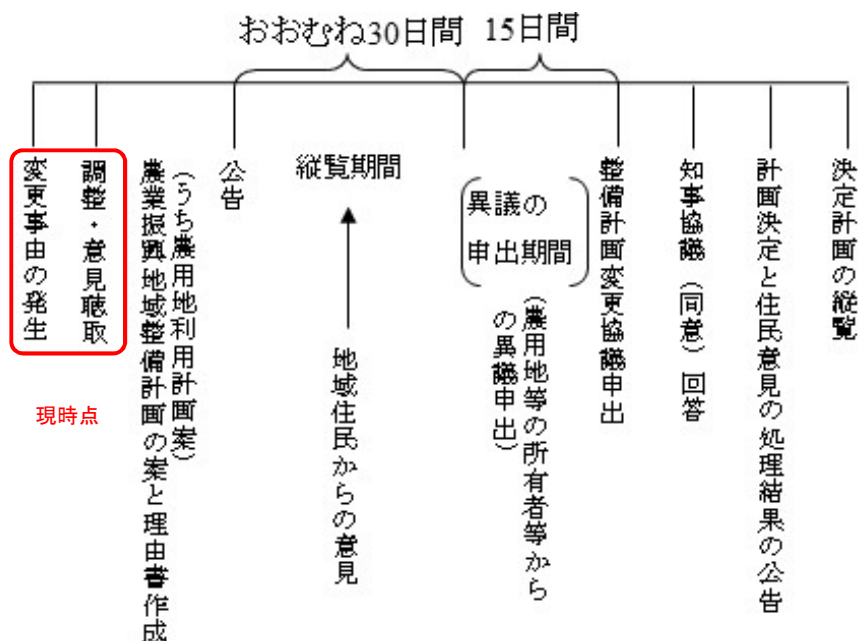
(1) 農振除外の 5 要件

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。(法第 13 条第 2 項第 1 号)
- ②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。(法第 13 条第 2 項第 2 号)
- ③担い手等、農地の利用集積に支障を及ぼさないこと。(法第 13 条第 2 項第 3 号)
- ④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。(法第 13 条第 2 項第 4 号)
- ⑤農業生産基盤整備事業完了後 8 年を経過している土地であること。(法第 13 条第 2 項第 5 号)

(2) 変更手続き

農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となります。

農用地区域の変更を内容とする農用地利用計画の決定に当たっては、関係権利者の意向を反映させるため、農用地利用計画案を公告し、おおむね 30 日間縦覧するとともに、15 日間の異議申出の期間を設けています。



5 龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会の位置づけ

龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例の第2条（所掌事項）に掲げる事項を調査審議することとしています。

<龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例（抜粋）>

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画（以下「農業振興地域整備計画」という。）の策定に関する事項

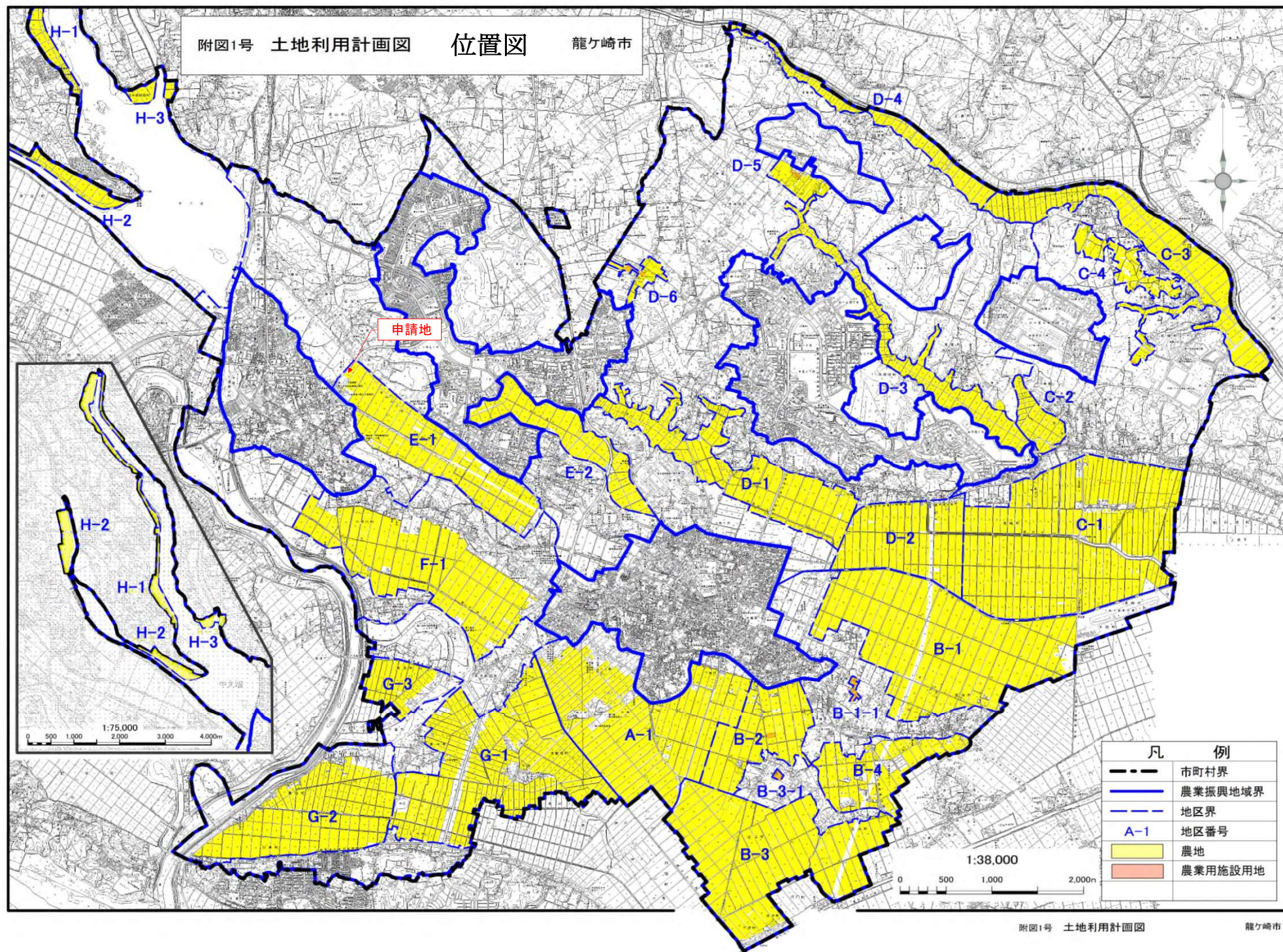
(2) 農業振興地域整備計画の変更に関する事項

(3) 農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

農用地利用計画の変更に係る関係資料

1 事業計画の住所及び氏名等	氏 名		職 業		住 所				
2 事業目的	病院の外来患者用・入院患者家族用・職員用駐車場								
3 事業計画に係る土地の所在地等(農用地区域、区域外に関わらず事業計画に係る土地を全て記入する。)	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	土地所有者 の氏名	耕作(利用) 者の氏名	農用地区域の有無
				公簿	現況				
	馴柴町	一区	4番1	田	田	2,349			
	馴柴町	一区	5番1	田	田	1,039			
	馴柴町	一区	6番1	田	田	94			
	馴柴町	一区	7番1	田	田	4,145			
4 当該農用地区域に土地を選定した理由及び選定の経緯	イ 農用地区域に土地を選定した理由 申請地は、既存病院敷地に隣接しており、集団農地の西側の隅に所在、周囲の農地への集団化や作業効率をほとんど阻害することはないと判断し、選定しました。 ロ 選定の経緯 申請地は、既存の職員用駐車場は、新施設の建設用地として準備を進めており、早急に代替地を確保する必要があり、病院近隣の候補地を検討しましたが、どれも規模が小さく一体的に利用できるまとまった土地を探すことができませんでした。 対象地は、病院職員用駐車場、患者関係用駐車場として利用するにあたり、駐車場不足という大きな問題を一気に解決できる最適な土地であり、環境面への影響を小さくするため、緑地及び駐車スペースを配慮したものとなっており、除外規模も必要最低限にしました。								
5 事業計画	事業の時期		令和5年5月1日～令和5年7月31日						
	変更の目的に係る事業又は施設の概要	建物等の名称及び構造		建物等の総棟数	1棟の建物面積	総建築面積	備 考		
		駐車場(全面砕石敷)				7,627㎡			
6 事業実施によって付近の土地・作物・家畜等の被害の有無及び防除施設等の概要	計画地の外構は法面と擁壁にて区画します。牛久沼土地改良区所有の水路敷地を整備し、駐車場敷地として占有します。 計画地内の雨水は、雨水浸透柵と多孔コルゲート管を經由して既存排水路へ放流します。問題等がある場合は速やかに是正いたします。								
7 その他参考となるべき事項	・隣接地主の同意書免除に関する申立書あり。								



付近状況図

